教員免許事務担当者講習会（2023/9/23）資料

１．幼稚園

（１）条文

①平成28年改正免許法別表第１（抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | | 第 二 欄 | 第 三 欄 | |
| 所要資格  免許状の種類 | | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | |
| 教科及び教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ７５ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５１ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ３１ |  |

②平成29年改正免許法施行規則

第２条　免許法別表第１に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 領域に関する専門的事項 | 16 | 16 | 12 |
| 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 10 | 6 |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 4 | 4 | 4 |
| 幼児理解の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5 | 5 | 5 |
| 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 38 | 14 | 2 |
| 備考  一　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第十一号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。  二　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。 | | | | | | |

③教職課程認定基準

|  |
| --- |
| ４－１　幼稚園教諭の教職課程の場合  （１）「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。  また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.56）

|  |
| --- |
| Ｑ　教職カリキュラムの「大くくり化」について、幼稚園（教諭免許）の場合、「領域に関する専門的事項」に該当する科目を必修とした場合（10単位）、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における取得単位数が16単位以上であるため、「保育内容の指導法」は取得単位数を6単位以上としてよいのか。その場合、保育内容の指導法は全ての領域をカバーしなくてよいのか。  Ａ  ○施行規則における「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の修得単位数を満たしている限りにおいては、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」各単位数は大学の裁量により設定することができる。  ○「保育内容の指導法」の内容については、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.203）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園教諭一種免許状の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」において、新施行規則では最低修得単位数が16単位となっているが、5領域の「保育内容の指導法」及び「領域に関する専門的事項」について必ず修得する必要があるのか。  Ａ  ○施行規則における「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の修得単位数を満たしている限りにおいては、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」各単位数は大学の裁量により設定することができる。  ○「保育内容の指導法」の内容については、5領域の内容を含み、教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.204）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園の教職課程において｢領域に関する科目」の開設必要科目数については記載されているが、「保育内容の指導法｣については記載がないように見える。これは、保育内容総論及び5領域の科目について、すべて開設するという理解でよろしいか。  Ａ  ○「保育内容の指導法」の内容については、5領域の内容を含み、教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。  ○「保育内容の指導法」を取り扱う科目の開設については、課程認定基準において規定はしていないため、保育内容総論及び5領域ごとの科目を開設することは必須ではない。 |

　一種免許状の場合、「領域に関する専門的事項に関する科目」と「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）」をあわせて16単位開設する必要があります。この場合、どちらの科目で何単位設定するかの規定はありませんので、16単位の配分は大学に委ねられます。よって、上記Qで問われているように「領域に関する専門的事項に関する科目」で10単位、「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）」で6単位としてもかまいません。ただし、「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）」への単位数の配分が少ないと、コアカリキュラムに定める全事項を扱うことができない可能性がありますので、「領域に関する専門的事項に関する科目」と「保育内容の指導法（情報機器の操作を含む。）」の単位数の配分バランスをどうとるのか重要です。

　課程認定上の開設単位数と免許状取得にあたっての最低修得単位数は異なります。幼稚園教諭課程の開設にあたって、「領域に関する専門的事項に関する科目」は一種免許状であれば全領域、二種免許状であれば4領域の開設が必要になりますが、免許状の修得にあたっては、免許法施行規則第2条表備考第1号に1以上の領域のみの修得でよいと規定があることから、免許状取得にあたっては全領域または4領域の修得は求められません。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.34）

|  |
| --- |
| Ｑ　「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5領域すべての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。  Ａ　「領域に関する専門的事項」については、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。  「保育内容の指導法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。 |

　1つの授業科目の開設単位数については規定がありませんので1単位科目でも差し支えありません。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.205）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園第二種免許の課程において｢領域及び保育内容の指導法に関する科目」の授業科目の単位数は全て1単位としてよいのか。  Ａ　1単位の開設でも差し支えない。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。 | | | |
|  | 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| ①幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人  合計3人以上 | ②教育の基礎的理解に関する科目において1人  ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人  合計3人以上 |
| （※1）本表は、入学定員が50人までの場合である。  入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。  （※2）「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。  （※3）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。  （※4）以降略 | | | |

▼必要教職専任教員数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入学定員 | ①領域に関する専門的事項 | ②「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 | 必要教職専任教員数合計（①＋②） |
| ～50名 | 3 | 3 | 6 |
| 51～100名 | 3or4or5 | 5or4or3 | 8 |
| 101～150名 | 3or4or5or6or7 | 7or6or5or4or3 | 10 |

２．小学校

（１）条文

①平成28年改正免許法別表第1（抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | | 第 二 欄 | 第 三 欄 | |
| 所要資格  免許状の種類 | | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | |
| 教科及び教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８３ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５９ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ３７ |  |

（２）平成29年改正免許法施行規則

第３条　免許法別表第１に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 30 | 30 | 16 |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 10 | 6 |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10 | 10 | 6 |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術 |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5 | 5 | 5 |
| 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 26 | 2 | 2 |
| 備考  一　教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第11条の2の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。  二　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。  三　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。 | | | | | | |

|  |
| --- |
| ４－２　小学校教諭の教職課程の場合  （１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。  また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。 |

　1つの授業科目の開設単位数については規定がありませんので、1単位科目でも差し支えありません。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.55）

|  |
| --- |
| Ｑ　小学校一種において、教科に関する専門的事項と各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）が合わせて30単位ということだが、新設の外国語についての教科に関する専門的事項1単位、教科の指導法外国語を1単位の開講としても、総単位数が満たせれば問題無いか。  Ａ　問題ない。 |

　教科に関する専門的事項に関する科目と教科の指導法の最低修得単位数の規定がないため、両者の単位数の配分は大学に委ねられます。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.57）

|  |
| --- |
| Ｑ　教職カリキュラムの「大くくり化」について、小学校の場合、「教科の指導法」を全て必修として総計20単位という設定であれば、「教科に関する科目」に関しての必修単位は10単位以上であればよいのか。  Ａ　施行規則における「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修条件を満たしている限りにおいては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の各単位数は大学の裁量により設定することができる。 |

|  |
| --- |
| （２）「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。 |

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の指導法の開設が必要になります。

また授業内容については、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならないとされているため、授業において使用する参考書またはテキストにおいて小学校学習指導要領は必須となります。

一種免については、開設の規定と単位修得の規定にずれがありません。ただし、二種免については「各教科の指導法」は全教科開設が必要なものの、修得は6単位以上（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）の修得でよいと開設の規定と単位修得の規定にずれがあります。

|  |
| --- |
| （４）小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④及び教育実践に関する科目のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。  また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。  なお、3（7）の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人（短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人）に ついては、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。  ①「教科に関する専門的事項」  ②教育の基礎的理解に関する科目  ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目  ④「各教科の指導法」  ⑤「複合科目」 |

▼必要教職専任教員数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入学定員 | ①教科 | ②教育の基礎的理解 | ③道徳、総合… | ④各教科の指導法 | ⑤複合科目 | 必要教職専任教員数合計（①～⑤） |
| ～50名 | 最低1 | 最低1 | 最低1 | 最低1 |  | 8 |
| 51～100名 | 最低1 | 最低1 | 最低1 | 最低1 |  | 10 |
| 101～150名 | 最低1 | 最低1 | 最低1 | 最低1 |  | 12 |

３．中学校

（１）条文

①平成28年改正免許法別表第１（抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | | 第 二 欄 | 第 三 欄 | |
| 所要資格  免許状の種類 | | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | |
| 教科及び教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８３ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５９ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ３５ |  |

②平成29年改正免許法施行規則

第４条　免許法別表第１に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 28 | 28 | 12 |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10  (6) | 10  (6) | 6  (3) |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10  (6) | 10  (6) | 6  (4) |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術 |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5  (3) | 5  (3) | 5  (3) |
| 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 28 | 4 | 4 |
| 備考  一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。  イ　国語　国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）  ロ　社会　日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」  ハ　数学　代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ  ニ　理科　物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験  ホ　音楽　ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）  ヘ　美術　絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）  ト　保健体育　体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  チ　保健　生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  リ　技術　材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ  ヌ　家庭　家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）  ル　職業　産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」  ヲ　職業指導　職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理  ワ　英語　英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解  カ　宗教　宗教学、宗教史、「教理学、哲学」  二　前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。  三　英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。  四　第一号中「　」内に示された事項は当該事項の1以上にわたつて行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。  六　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。 | | | | | | |

|  |
| --- |
| ４－３　中学校教諭の教職課程の場合  （１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。  なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。  また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。 |

平成10年改正法（旧法）までは、教科に関する科目は一種免許状であれば20単位、二種免許状であれば10単位が最低修得単位数と免許法施行規則で規定されていました。しかし、改正後は、この最低修得単位数の規定はなくなりました。ただし、課程認定にあたっては一種免許状であれば20単位、二種免許状であれば10単位分の科目を開設しなければなりません。新法から開設の規定と単位修得の規定にずれがありますので、過去の知識を引きずらないよう注意する必要があります（高校も同様です）。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.46）

|  |
| --- |
| Ｑ　領域に関する専門的事項（幼）、教科に関する専門的事項（小・中・高）の最低修得単位数（各事項の単位、各科目の単位の、最低修得"合計"単位数）は示さないのか。  中1種免の場合、課程認定基準4－3（1）では教科に関する専門的事項については20単位以上"開設"が必要となっているが、これは大学側の科目開設の必須条件であって、学生が修得すべき単位は一般的包括的科目の単位を含んだ上で、20単位を下回ってもよいと考えてよいか。  Ａ  ○御質問のとおり、課程認定基準上における「教科に関する専門的事項」は科目の開設を規定している。  ○改正後の施行規則においては、別表第1を根拠とする免許状授与のための所要資格（施行規則にて規定する内容）を満たす限りにおいては、「教科に関する専門的事項」の20単位以上の修得は必須の要件とはならない。 |

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.14）

|  |
| --- |
| Ｑ　「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免（28単位修得）の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。  Ａ　そのとおりに設定しても構わない。  「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設することが可能。  また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。  幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。 |

免許法施行規則第4条第1項表備考第二号にそれぞれの科目区分において、一般的包括的内容を含む単位を1単位以上含まなければならないと規定されています。

中一種免（社会）の場合、「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む。）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の5つの科目区分があります。認定基準や免許法施行規則上、各科目区分でそれぞれ一般的包括的内容を含む科目を1単位ずつ開設し、その5単位を含んで教科に関する科目を最低20単位分開設できていると良いということになります。しかし、現実的には1単位科目で一般的包括的内容を含む科目の開設は難しいと考えられます。

科目区分に（　）書きで「～を含む」という言葉が入っている場合は、その含む内容を含んで初めて一般的包括的内容を含む内容となります。例えば社会であれば「地理学（地誌を含む。）」という科目区分があります。この科目区分では、地誌を含まない地理学の授業科目であれば、科目区分「地理学（地誌を含む。）」の一般的包括的内容を含む授業科目とはなりません。1科目のみで当該科目区分の一般的包括的内容を含む科目を設定する必要はありません。地理学概論と地誌の2科目の修得でもって、「地理学（地誌を含む。）」において、一般的包括的内容を含むという設定をすることも考えられます。もちろん地理学（地誌）という授業科目を設けて1科目で一般的包括的内容を含む科目を設定することも可能です。ただし、授業内容が「地理学（地誌を含む。）」全般を網羅できていないと審査において判断された場合は、1科目だけでの設定は難しくなることもあります。この点注意が必要です。

「　」書きの科目区分の単位修得方法については、免許法施行規則第4条第1項表備考第四号に、「農業、工業、商業、水産」においては2以上の科目を教科「職業」の「農業、工業、商業、水産」以外の科目区分においては1以上の科目が開設されなければならないとされています。例えば「社会」の場合、「哲学、倫理学、宗教学」という科目区分があります。「　」書きの科目区分の場合は、「哲学、倫理学、宗教学」のこの3つの中の「哲学」についてのみ一般的包括的内容を含む授業科目を開設していればよいということになります。

法令の最低基準として、「　」書きの科目区分の場合は、「　」内の科目のうち1つについて開設されていればよいことになります。

ただし、学生の履修の幅や専門職として修得すべき知識を勘案すると、可能な限り「　」書きの科目区分の「　」内の科目についてはすべて開設しておくのが望ましいのではないかと考えます。

■「　」書きの科目区分と「・」が含まれる科目区分

保健体育の科目区分に『「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」・運動学（運動方法学を含む。）』というのがあります。

この科目区分の場合、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」から最低でも1つ開設することになります。ただし、上述のとおり、すべて開設することが望ましいです。

そして「・」で「運動学（運動方法学を含む。）」とありますので、運動方法学を含んだ運動学の科目も開設します。授業科目として「運動学」と「運動方法学」を分けて2科目の修得でもって「運動学（運動方法学を含む。）」の一般的包括的内容を満たすという方法を取ることもできます。

▼課程認定審査の確認事項

|  |
| --- |
| ２　教育課程関係  （１）教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。 |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| ○　中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない。しかしながら，一般的包括的内容を扱う授業科目が教職課程履修学生の必修又は選択必修科目に位置付けられていなかったり，必修又は選択必修科目において一般的包括的内容を扱っていることが確認できなかったりする課程があった。教職課程において学修させるべき内容が適切に取り扱われるかどうかを確認の上，適切に授業科目の位置付け及び整理を行っていただきたい。  ○　中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は，一般的包括的な内容を含むものでなければならないが，一般的包括的内容を扱っている授業科目がいずれの授業科目なのかを特定できない教職課程があった。教職課程において学修させるべき内容が適切に取り扱われているかどうかを確認の上，適切に授業科目を位置付けること。 |

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.4）

|  |
| --- |
| Ｑ　施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。  Ａ　一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがないかどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。） |

一般的包括的内容を含む科目として適当であるかどうかを何でもって判断するのかといいますと、学習指導要領が1つの指標になります。

学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として学習指導要領を参考にして学習内容に偏りがないかどうかを大学において判断することになります。

　中学校学習指導要領中保健体育の項において扱うことと示している体育分野は、「体つくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」であることから、「体育実技」では、学習指導要領に示されているこれら7分野全ての内容を学修することが必要となります。

　ただし、1つの授業科目でこれら全ての内容を扱う必要はありません。7分野ありますので1分野につき1授業科目を設定して、7科目全て修得して初めて体育実技の分野の一般的包括的内容を含むという設定をすることができます。

この場合、その全てを履修しなければ当該科目区分の一般的包括的内容を満たさないこととなります。1科目でも未修得が生じれば、「体育実技」の一般的包括的内容を含んで修得したという証明ができなくなります。

科目等履修生や学部聴講の大学院生などの履修相談を受けたり、証明書の発行を行ったりする時は特に注意が必要です。

■参考

新田正樹・大畠啓子（2013）「教職課程・課程認定制度の基礎　第三回　教職課程②「教科に関する科目群」『SYNAPSE』第20号、p31～37

▼認定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （５）中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。  ⅰ）「教科に関する専門的事項」 | | | |
|  | 免許教科 | 必要教職専任教員数 |  |
| 国語  社会  数学  理科  音楽  美術  保健体育  保健  技術  家庭  職業  職業指導  英語  宗教 | 3人以上  4人以上  3人以上  4人以上  3人以上  3人以上  3人以上  3人以上  4人以上  4人以上  4人以上  2人以上  3人以上  3人以上 |
| （※1）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。  （※2）３（７）の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことがで きる。  （※3）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。  （※4）3（7）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。  （※5）（※2）、（※3）又は（※4）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認 定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。 | | | |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| ○　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」で他学科等において開設する授業科目を充てる場合、これを担当する教員については、認定を受けようとする学科における専任教員とみなすことができるが、商学部商学科において、全て自学科開設としているにもかかわらず、他学科の教員を専任教員とみなしている状況が見受けられた。教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回ることから、速やかに是正すること。  ○　人間科学部心理学科の中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健）の課程において、「教科に関する科目」の専任教員数が、教職課程認定基準上3人必要なところ、2人しか配置されていない。教職課程認定基準を正しく理解し、基準を満たすよう、速やかに改善すること。 |

▼認定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。 | | | |
|  | 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要教職専任教員数 |  |
| 800人以下 | 2人以上 |
| 801人～1,200人以下 | 3人以上 |
| 1,201人～ | 4人以上 |
| （※1）教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。  ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人  ・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において1人  （※2）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教 職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、（※1）のそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。 | | | |

４．他学科等受講による免許状取得

○免許法別表第1備考第5号イ

|  |
| --- |
| 5　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。  イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの |

▼平成23年度教職課程認定に関する事務担当者説明会（12/03/23）資料「事前質問への回答（法令解釈に係るものを除く）及び訂正」

|  |
| --- |
| Q　他学科の学生が教職課程を履修する場合においても、相当関係を求めることとなるのか。  A  ○ 学科等の目的・性格と免許教科との相当関係は、当該学科に教職課程を置こうとする場合に課題となるものです。  ○ 一方で、学生によっては、科目等履修などによって、教職課程の単位を修得することも予想されますが、このような学生個人の履修方法についてまで、相当関係の観点から指摘することはありません。  ○ このような学生については、教員として必要な知識技能を身につけることができるよう、各大学において、適切な履修指導をお願いします。 |

（1）他学年履修

☆『教職課程認定申請の手引き（平成25年度改訂版）』（191頁）

|  |
| --- |
| Q　例えば、A学科において、平成19年度に小一種免の課程認定を申請し、平成20年度に小一種免の認定を受け、当該年度の入学生（H20年学生）の教育課程から、その認定課程を適用する場合、平成19年度以前の入学生（H19年以前学生）が小免を取得したいときはどのようにすればよいのか。 |
| A　このような場合、認定を受けたのは、H20年学生の教育課程であり、H19年以前学生の教育課程は認定を受けていないが、A学科の認定課程の有無により、以下の（ⅰ）（ⅱ）のように異なる。  （ⅰ）A学科が、小一種免の認定を受ける前に、いずれの免許状の種類の教職課程も有していない場合は、備5ロにより、H19年以前学生の教育課程の授業科目を、A学科を有する大学の判断により、「教科に関する科目」として認めることができる（「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」としては認めることができない。） |
| （ⅱ）A学科が、小一種免の認定を受ける前に、少なくともいずれかの免許状の種類の教職課程を有している場合は、備5ロの適用が認められないため、H19年以前学生の教育課程の授業科目の単位を修得しても、小一種免取得のための単位にはならない。  　よって、（ⅰ）の場合は、「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」、（ⅱ）の場合は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の単位を修得するためには、N20年学生の教育課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。 |

　他学年履修という言葉は正式に使われているわけではありませんが、2007年の研修会時に文科省の事務官の方がこのような表現を使われたのでこの表現を使用しております。

　どういった事例が他学年履修にあたるかと申しますと、上記の事例のとおり、入学した翌年度の学年から初めて教職課程が設置された場合や、認定課程が追加された場合において、課程認定を受けた学年のカリキュラムで履修して免許状取得を行うといったことを他学年履修とよんでいます。

▼平成25年度教職課程認定申請説明会資料（14/03/19）質問と回答　No18

|  |
| --- |
| Q　平成26年度における教職課程認定申請の結果、もし認可が得られなかった場合、平成27年度入学生については教員免許を取得することはできないのか。  また、翌年度の再課程申請で認可された場合、カリキュラムの工夫によっては、平成27年度入学生についても教員免許を取得させることは可能であるのか。  A　現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学位の分野）などと免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものです。  教職課程認定を受けていない年度の学生や課程認定を受けていない学科等に所属する学生が、教員免許状を取得できるかのように広報及び履修指導することは、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正とは言えません。  大学においては、教職課程認定申請にあたって、手引きを御熟読の上、教職課程認定基準や申請の手続き等について十分に御理解いただいた上で申請することが肝要であり、申請後に取り下げ等を行わなければならない事態が起こらないように十分に御準備ください。 |

上記回答のとおり、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正な取り扱いではないものの、備考第5号イの規定には反しません。

（3）他学部（他学科）受講

次に、自学科で認定を受けていない教科の免許を取得する場合、他学部（他学科）受講により免許状を取得させることがあります。

　古くは平成初期の通知に問題がない旨の記載がありますが、他学部（他学科）受講による免許取得が可能な根拠はやはり備考第5号イです。

学生の所属学部・学科にかかわらず、課程認定を受けている科目の単位を修得すれば良いという原則から導かれる通知であると思います。

○新免許基準による教員免許状の授与の手続き等について（通知）　（H2.7.20）

3　いわゆる他学科聴講の取り扱いについて

大学に在学中の者が、いわゆる他学科聴講により、当該者の所属する学科が認定を受けている免許状以外の免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合（例えば、英語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている英文学科所属の学生が、国語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている国文学科において、国語についての免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合。）は、従来から、単位修得を行った当該他学科が認定を受けている免許状についても取得できる取り扱いとなっているが、今後とも同様の取り扱いとすること。

▼平成23年度教職課程認定に関する事務担当者説明会（12/03/23）資料「事前質問への回答（法令解釈に係るものを除く）及び訂正」

|  |
| --- |
| Q　他学科の学生が教職課程を履修する場合においても、相当関係を求めることとなるのか。  A  ○ 学科等の目的・性格と免許教科との相当関係は、当該学科に教職課程を置こうとする場合に課題となるものです。  ○ 一方で、学生によっては、科目等履修などによって、教職課程の単位を修得することも予想されますが、このような学生個人の履修方法についてまで、相当関係の観点から指摘することはありません。  ○ このような学生については、教員として必要な知識技能を身につけることができるよう、各大学において、適切な履修指導をお願いします。 |

▼教職課程認定大学実地視察報告書より

（2021年度までの指摘事項）

|  |
| --- |
| 『2013大学案内』における人間科学部人間発達学科に置かれる2専攻の紹介において、課程認定を受けていない免許状についても、他専攻の科目を履修することにより、取得可能である旨の説明がなされている。  教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。  このような課程認定制度の趣旨を踏まえると、課程認定を受けていない免許状についてまで、他学科等の科目を履修することによって取得可能であることを大学案内において説明することは、大学の義務である「体系的な教育課程の編成」（教育職員免許法施行規則第22条）及び努力義務である「学生に対する適切な教職指導」（同規則第22条の2）の趣旨を没却する恐れが高いことから、記載内容を改善した上で、文部科学省に報告をすること。 |
| 大学案内において、課程認定を受けていない学校種・教科の免許状についても、取得可能であるかのように広報されている状況が確認された。教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。課程認定制度の趣旨に鑑みて、このような状況は適正とは言えないため、速やかに改めること。 |
| 教職課程認定を受けていない専攻において、他専攻の科目を聴講し半数以上の学生が教員免許を取得していることについて、早急に教職課程の見直し、組織体制や教育カリキュラムを再検討すること。 |
| 学生向けの手引き（STUDY GUIDE、履修規程等）において、認定を受けていない学科に所属する学生が、他の学科において認定を受けている免許状を取得することを積極的に促す旨の記載が見受けられたため、記載方法を是正すること。 |

（2022年度の指摘事項）

|  |
| --- |
| 神戸親和女子大学の通信教育部で科目等履修生として小学校教諭一種免許状を取得する「小学校教諭一種免許状取得プログラム」の学生に対しても教職教育センターによる手厚い指導がなされている点は評価できる。 |

５．具体的相談事例

（１）教科に関する専門的事項に関する科目（中一種免・社会）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目区分  〈選択必修の履修要件〉 | 授業科目（単位） | |
| 必修 | 選択必修 |
| 日本史・外国史 | 日本史概説（4） |  |
| 西洋史概説（4） |  |
| 東洋史概説（4） |  |
| 地理学（地誌を含む。） | 人文地理学（4） |  |
| 自然地理学（4） |  |
| 地誌（4） |  |
| 「法律学、政治学」  〈2科目中1科目必修〉 |  | 法学概論（4） |
|  | 政治学原理（4） |
| 「社会学、経済学」  〈2科目中1科目必修〉 |  | 社会学概論（4） |
|  | 経済原論（4） |
| 「哲学、倫理学、宗教学」  〈3科目中1科目必修〉 |  | 哲学概論（4） |
|  | 倫理学概論（4） |
|  | 宗教学概論（4） |

※ここでの必修・選択必修は一般的包括的内容を含む単位という意味での必修・選択必修を指す。すなわち、必ず修得しないと免許状取得に至らない科目である。

要望内容

このカリキュラムにおいて、免許状取得には36単位必要となる。各教科の指導法が8単位必修のため、教科に関する専門的事項に関する科目の法定最低修得単位数は20単位となる。中学校一種（二種）免許状の大学が独自に設定する科目の法定最低修得単位数は4単位のため、その単位もカバーできるものの、大幅に教科及び教科の指導法に関する科目の法定最低修得単位数を超過するカリキュラムとなっている。そのため10単位削減したい。

（２）教職専門科目＜科目関係＞（中一種免）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 教科及び教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 授業科目名  （単位） |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 |  |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | ○○科教育法Ⅰ（4）  ○○科教育法Ⅱ（4） |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論（2） |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 教職論（2） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 教育社会学（2） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 学習・発達論（2） |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 特別支援教育論（2） |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 教育課程論（2） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 道徳教育指導法（2） |
| 総合的な学習の時間の指導法 | 総合的学習の時間の指導法（2） |
| 特別活動の指導法 | 特別活動論（2） |
| 教育の方法及び技術 | 教育方法論（ICT活用を含む）（2） |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 |
| 生徒指導の理論及び方法 | 生徒・進路指導論（2） |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 教育相談（2） |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | ※生徒指導の理論及び方法に含む |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習指導（1）  教育実習（4） |
| 教職実践演習 | 教職実践演習（中・高）（2） |

要望内容

「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において法定最低修得単位数をそれぞれ2単位ずつ超過している。法定最低修得数にあわせたいとの意向がある。

（３）教職専門科目＜教員関係＞（中一種免）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 教科及び教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 授業科目名  （単位） |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 |  |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | ○○科教育法Ⅰ（4）  ○○科教育法Ⅱ（4） |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論（2） |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 教職論（2） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 教育社会学（2） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 学習・発達論（2） |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 特別支援教育論（2） |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 教育課程論（2） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 道徳教育指導法（2） |
| 総合的な学習の時間の指導法 | 総合的学習の時間の指導法（2） |
| 特別活動の指導法 | 特別活動論（2） |
| 教育の方法及び技術 | 教育方法論（ICT活用を含む）（2） |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 |
| 生徒指導の理論及び方法 | 生徒・進路指導論（2） |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 教育相談（2） |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | ※生徒指導の理論及び方法に含む |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習指導（1）  教育実習（4） |
| 教職実践演習 | 教職実践演習（中・高）（2） |

要望内容

①現在、教職専任教員2名を教育原論に1名、○○科教育法に1名配置している。教育原論担当者が退職するため、後任人事を上表の青のゾーンの科目の担当者にしたいと考えている。

②教育実習の担当はすべて教職専任教員としているが、非常勤講師にも担当させたい。

（４）小学校教員養成に関する科目

要望内容

　必ずしも小学校教員免許状取得を卒業要件としない場合、教科及び教職に関する科目を卒業要件外科目として設置したい。

▼教職課程認定大学実地視察報告書より

|  |
| --- |
| 目的養成であるべき小学校の教職課程の授業科目の多くが、学則上は自由科目として位置付けられており、卒業単位に含まれない授業科目であることが確認された。小学校の教職課程を維持するのであれば、小学校の教職課程の授業科目についても、学則において専門科目として位置付け、目的養成としての教育課程を整えること。 |
| 子ども教育学科（幼稚園教諭課程、小学校教諭課程）は、教職課程認定基準2（6）に定める「教員養成を主たる目的」とする学科等であることが前提である。当該学科等は教職課程認定審査の確認事項1（4）③に定めるとおり、卒業要件において幼稚園又は小学校の免許状取得に係る科目が相当程度、必修として位置付けられていることが必要である。  　しかしながら、学則等において、子ども教育学科の大半の科目が、選択科目として位置付けられていることが確認された。今後、「教員養成を主たる目的」とする学科等として、卒業要件における幼稚園及び小学校の免許状取得に係る科目の履修の位置付けを見直すこと。 |